

平成30年米子市議会9月定例会議案

平成30年9月4日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
72	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市民税	<p>市民税の寄附金税額控除に係る控除対象特定非営利活動法人として新たに1法人を定めようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に、次の法人に対し平成30年10月15日から平成35年10月14日までの間に支出された寄附金を加えることとする。</p> <p>所在地 八頭郡八頭町才代299番地</p> <p>名 称 特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>平成30年10月15日</p> <p>〔関係法令及び関係条項〕</p> <p>1 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7</p> <p>2 米子市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成26年米子市条例第1号）第2条・第4条・第7条</p>
73	米子市駐車場条例及び米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	建設企画	<p>米子駅前地下駐車場の駐車区画の整備に係る改修工事によりその使用を休止することに伴い、短時間使用の代替措置を米子市万能町駐車場において行うこととするとともに、当該整備後の米子駅前地下駐車場には定期駐車用の特定区画を設けないこととするため、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 米子市駐車場条例の一部改正</p> <p>平成30年11月1日から同日から平成31年9月30日までの間において規則で定める日</p>

			<p>までの間は、自動車を米子市万能町駐車場に入場させた時刻から40分以内に当該自動車を出場させた場合の使用料は無料とすることとする。</p> <p>2 米子駅前地下駐車場駐車料金徴収条例の一部改正</p> <p>(1) 定期駐車用の特定区画の設定を行わないこととし、関係規定を削除することとする。</p> <p>(2) 平成30年10月2日から同月31日までの日のいずれかの日を初日とする定期駐車期間の末日は、同月31日とし、その定期駐車場の駐車料金は、日割計算により算定することとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>平成30年11月1日（2(2)は、公布の日）</p>
74	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築相談	<p>建築基準法の一部改正により、従前、市長の「許可」により接道規制を適用しないこととしていた建築物のうち、一定の基準を満たすものについては、市長の「認定」により接道規制を適用しないこととされたことに伴い、当該「認定」の申請に対する審査事務の手数料の額を定めようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>建築基準法第43条第2項第1号（※）の規定に基づく認定の申請に対する審査に係る手数料の額を、認定申請1件につき27,000円とすることとする。</p> <p>（※）改正後建築基準法第43条第2項第1号 その敷地が幅員4メートル以上の道（中略）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防災上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p> <p>〔関係法令〕</p>

			<p>建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）</p> <p>平成30年6月27日公布 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日施行（一部施行日別途） 今回の条例改正に関する部分は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内（平成30年9月26日まで）において政令で定める日施行</p>
75	平成30年度米子市一般会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
76	平成30年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
77	平成29年度米子市一般会計等の決算認定について	財政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか10特別会計の決算認定
報告9	平成29年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財政	<p>平成29年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・実質公債費比率 11.9% ・将来負担比率 117.2%
報告10	平成29年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財政	<p>平成29年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <p>※全ての公営企業（水道事業・工業用水道事業・下水道事業・農業集落排水事業・米子インター周辺工業用地整備事業・和田浜工業団地整備事業）において、資金不足額は生じていない。</p>
報告11	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	建設企画	法律上、市の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの

			処分年月日 平成30年8月1日 市側の過失割合 3割 損害賠償額 4,724円 相手方 境港市在住の個人 事故の概要 平成30年3月21日、相手方が軽乗用自動車 で市道外浜街道線を走行中、当該軽乗用自動 車が、当該市道に生じていた穴ぼこにはまり、 当該軽乗用自動車を損傷させたもの。人身事 故なし。															
報告12	米子市債権管理条例に基づく非強制徴収債権等の放棄について	調査	米子市債権管理条例に定めるところにより非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">平成30年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>市営住宅上下水道入居者負担金</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td style="text-align: right;">117,626円</td> </tr> </table>	平成30年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種類	件数	金額	市営住宅上下水道入居者負担金	27	117,626円						
平成30年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																		
種類	件数	金額																
市営住宅上下水道入居者負担金	27	117,626円																
報告13	米子市債権管理条例に基づく水道事業に係る非強制徴収債権等の放棄について	調査	米子市債権管理条例に定めるところにより水道事業に係る非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="3">平成30年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td style="text-align: center;">674</td> <td style="text-align: right;">2,485,734円</td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">37,158円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">677</td> <td style="text-align: right;">2,522,892円</td> </tr> </table>	平成30年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種類	件数	金額	水道料金	674	2,485,734円	修繕工事費	3	37,158円	合計	677	2,522,892円
平成30年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																		
種類	件数	金額																
水道料金	674	2,485,734円																
修繕工事費	3	37,158円																
合計	677	2,522,892円																

(追加予定議案)

	工事請負契約の締結について	防災安全	米子市無線放送施設更新工事（第3期）
	米子市伯仙財産区管理委員の選任について	総務管財	任期満了による 2人